

○分賦基本水量等の決定について

制 定 昭和60年3月15日 議案第1号議決

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）に規定する「1日最大給水量」及び「分賦基本水量」について、昭和60年度の1日最大給水量及び分賦基本水量を次のとおり定める。

昭和60年度1日最大給水量及び分賦基本水量

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量は、昭和60年度について別表のとおり定める。

別 表

(単位 立方米)

神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市	
1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量
574,900	146,886,950	254,062	64,913,060	111,588	28,510,880	27,450	7,013,475